特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令について（概要）

令和８年３月31日
カジノ管理委員会事務局
国土交通省観光庁

１．背景

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第28条第４項において、認定設置運営事業者等は、その事業の透明性確保の観点から、設置運営事業等について、財務報告書を事業年度ごとに提出することが義務づけられている。財務報告書の詳細については、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和４年カジノ管理委員会規則・国土交通省令第１号。以下「共同命令」という。）第８条第２項において、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号。以下「開示府令」という。）第３号様式に準拠した、共同命令別記第32号様式により作成することと規定している。

今般、人的資本に関する開示の拡充等のため、開示府令第３号様式等が改正されることに伴い、共同命令別記第32号様式においても所要の改正を行う必要がある。

２．改正の概要

開示府令における人的資本に関する制度見直しにあわせ、人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、財務報告書における従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示を求めるほか、平仄の整理を行う。

３．スケジュール

公　布：令和８年３月31日（火）
施　行：公布の日